

学校感染症報告書（出席停止用紙）について

R3年度より「学校感染症報告書」がなくなりました。今まで、病院で診断を受けた際、学校感染症報告書に保護者の方に記入していただいて提出をお願いしていましたが、これからは必要ありません。

病院で、次の感染症と診断を受けた際には、すぐに学校までお知らせください。出席停止期間は以下の通りになります。

病名	出席停止期間
新型コロナウイルス感染症	治癒するまで また新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者、発熱での欠席等も出席停止扱いになります
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
風疹	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 溶連菌感染症 伝染性紅斑（りんご病） 手足口病 ヘルパンギーナ 流行性嘔吐下痢症 マイコプラズマ感染症 など	病状により学校医、その他の医師により感染の恐れがないと認めるまで